

社会福祉法人神戸中央福祉会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

男女ともに職業生活と家庭生活を両立できるような職場環境の整備を進めて、職員が仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準にする。

男性社員・・・取得率を13%以上にする

女性社員・・・現在の取得率100%の維持・継続

<対策>

- 令和 6年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象社員を把握した場合は、制度の周知。育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し。

目標2：有給休暇取得の促進。

誕生日休暇、家族の日、連続3日以上の有給休暇取得、有給休暇の計画付与の取り組みの継続。有給休暇取得率80%の維持。

有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 衛生委員会で各部門の有給休暇取得状況を定期的に確認する。

目標3：所定外労働の削減

月平均所定外労働時間を1時間以内にする。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 前年度実績を元に、所定外労働時間が多い職員について、削減の改善策を検討。所定外労働時間数が同部署内でも職員によって差がある場合は、担務変更等による削減を検討。